

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年9月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和元年11月11日～令和元年12月11日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・本件資料では業務を「再委託する」となっているが、万が一のときの責任はどこ(誰れ)にあり、どのように責任を取るのか？ ・具体的なチェック方法では、「セキュリティ内部監査の際に…自己点検表による確認」となっているが、このような措置で大丈夫なのか？ ・個人情報を、「一生涯変わらない一つの番号」で紐づけることは、一度に多くの情報が芋づる式に流失され漏えいする恐れがあり非常に危険であるばかりでなく、リスク対策・セキュリティは、どんなに高めても破られるという前提が必要である。万が一の場合の「責任の所在」も明確にする必要がある。 ・札幌市で起きた幼児虐待殺人のような事件(近隣住民から多数通告があったとも聞く)が2度と起きないようにするためには、次々と必要になるリスク対策に追われるこの国策システムでおこなう、マイナンバーの利用で防げるのか。 (原文ママ)
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年4月8日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報の保護措置が適切であると認められるため、審議会として妥当であると判断する旨の答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	